

尼崎南警察署

駐車監視員活動ガイドライン

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの業務を行う者のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、自動二輪車等を含む放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、本ガイドラインの範囲内となりますが、本ガイドラインの範囲外であっても、次の事項に該当する場合は、警察署長の指示に従い確認事務を行うことが出来ます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催事等により駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

路 線（区 間）	重 点 時 間 帯
県道米谷昆陽尼崎線（北難波交差点～五合橋交差点）	9時～22時

◎ 重点路線

路 線（区 間）	重 点 時 間 帯
国道2号（管内全線）	9時～22時
県道尼崎宝塚線（稲葉元町交差点～元浜町5丁目交差点）	9時～20時
市道道意線（立花陸橋～道意町6丁目交差点）	9時～20時
市道橘通り（芦原陸橋南交差点～稲葉荘2丁目交差点）	9時～20時
市道琴浦通り（蓬川橋～武庫川橋東詰交差点）	9時～20時
市道七松線（東七松町1丁目1番先～昭和通8丁目交差点）	9時～20時
県道甲子園尼崎線（道意町6丁目交差点～元浜町5丁目交差点）	9時～20時
県道尼崎池田線（玉江橋交差点～鳥洲橋）	9時～18時
県道甲子園尼崎線出屋敷線（出屋敷交差点～西高洲町交差点）	終 日
県道甲子園尼崎線（道意町6丁目交差点～西高洲町交差点）	終 日

重点地域

◎ 最重点地域

地 域	重 点 時 間 帯
阪神尼崎駅・神田歓楽街地区	終 日

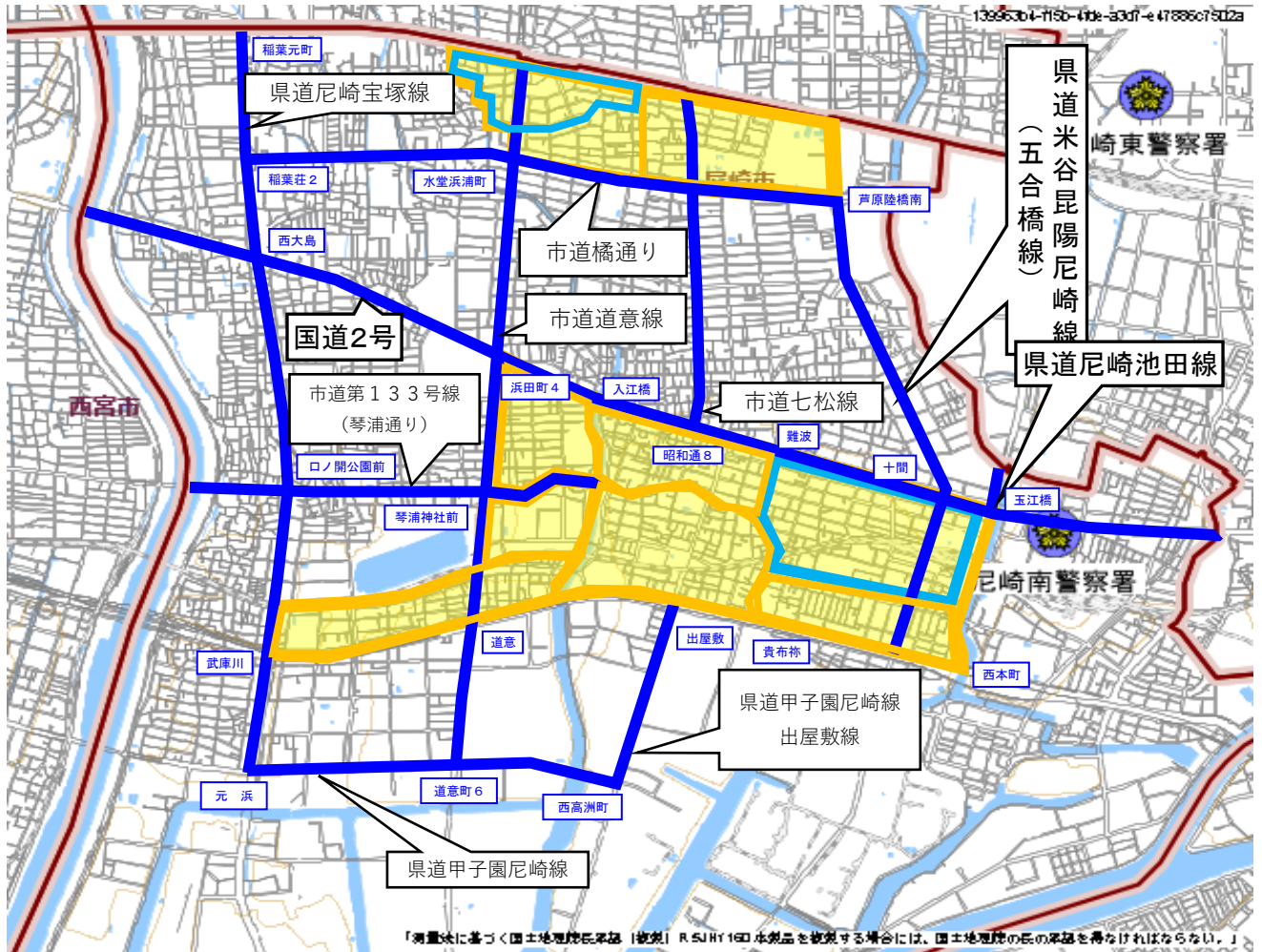
◎ 重点地域

地 域	重 点 時 間 帯
阪神出屋敷駅周辺	9時～20時
JR立花駅南側周辺	9時～20時
三和商店街周辺	9時～20時
寺町・貴布祢神社周辺	9時～20時
尼崎市役所周辺	9時～20時
崇徳院周辺	9時～20時
道意町・武庫川町周辺	9時～20時

◎ 自動二輪・原付重点地域

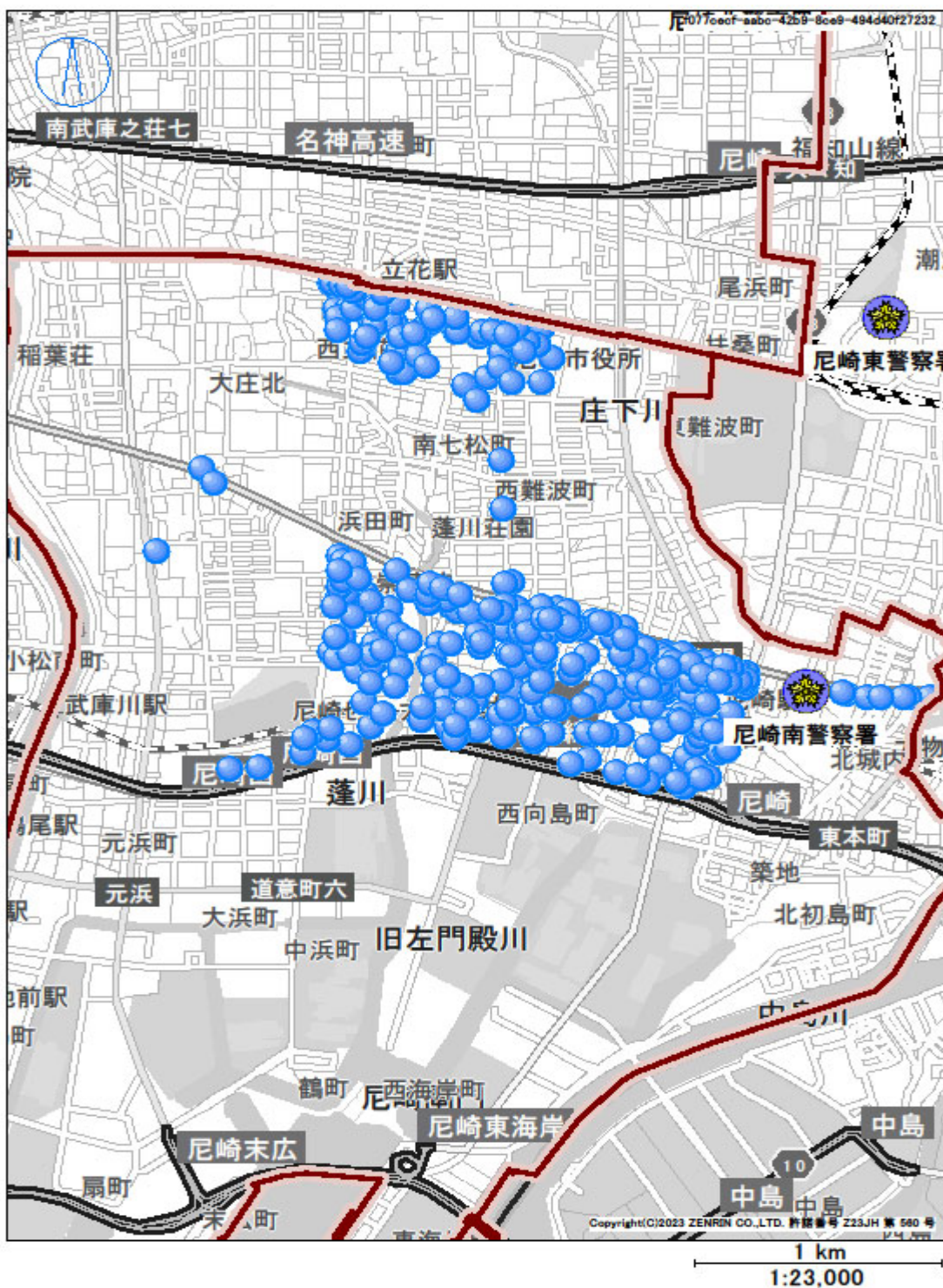
地 域	重 点 時 間 帯
阪神尼崎駅・神田歓楽街地区	終 日
JR立花駅南側周辺	10時～20時

兵庫県尼崎南警察署 駐車監視員活動ガイドライン



凡例	最重点路線	}	
	重点路線		
	最重点地域	}	
	重点地域		
	二輪車重点地域		

兵 庫 県 尼 崎 南 警 察 署
確 認 標 章 取 付 け 状 況



期間	令和6年中
場所	駐車監視員活動ガイドライン内
取付者	警察官及び駐車監視員